

感染症法第6条は感染症の分類について規定している。これに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 一類感染症は、感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性が極めて高い感染症で、後天性免疫不全症候群、エボラ出血熱、急性灰白髄炎がその例である。
2. 二類感染症は、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な流行により国民の生命及び健康に重大な影響を与えると考えられる感染症で、新型インフルエンザがその例である。
3. 三類感染症は、感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症で、コレラ、腸チフスがその例である。
4. 四類感染症は、生きている動物を介してヒトに感染する感染症と定義されており、狂犬病、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）がその例である。
5. 五類感染症は、感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性が低い感染症であり、A型肝炎、E型肝炎、RSウイルス感染症がその例である。